



Q1

学校では、誰が医療的ケアをしてくれますか。また、どのような医療的ケアを行ってもらえるのでしょうか。

A1

入学後は、原則、学校に配置された医療的ケア看護職員が、主治医の指示書に基づいて行います。医療的ケアの内容は、たんの吸引や経管栄養をはじめ様々ですが、学校には常勤の医師がいないため、実施が難しい内容もあります。



Q2

学校で医療的ケアを受けるためには、校内で保護者が付き添いや待機をしなければならないのでしょうか。

A2

原則、保護者の皆さまには付き添いや待機をしていただくことがないよう、医療的ケア看護職員配置等の体制整備に努めます。医療的ケア看護職員が配置できない場合や新入学時をはじめ、お子さまの体調の確認等が必要な場合には、保護者に協力をお願いする場合があります。



Q3

うちの子は、医療的ケアが必要ですが、地域の小学校に就学することはできますか。

A3

お子さまが安全に学ぶことができることを前提に、どの学びの場が適切であるかを市町村教育委員会と一緒に検討します。合理的配慮の提供に係る合意形成を含め、検討した結果、学びの場として適切であると判断された場合は、地域の小学校に就学することは可能です。



学校における医療的ケア

小学校就学前医療的ケア児の保護者の「はじめの一步」がわかるリーフレット



就学前の学校における医療的ケアについての相談先

まずは

お住まいの市町村教育委員会

または

岡山県教育庁特別支援教育課 指導班
TEL:086-226-7912

令和6年3月

岡山県教育庁
特別支援教育課

はじめに

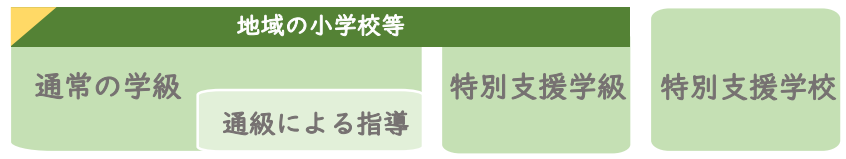
医療的ケア児の保護者の皆さまにおかれましては、お子さまの就学に当たり、まず、何をすればよいのかなど、不安を感じておられるのではないのでしょうか。このリーフレットで「はじめの一步」を理解し、少しでも不安を和らげていただければ幸いです。

学校における医療的ケア

病院などの医療機関以外の場所の一つである学校において、日常的に継続して行われる、たんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医行為を指し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされています。

参考：文部科学省（令和3年6月）
「小学校等における医療的ケア実施支援資料」

医療的ケア児の学びの場とは

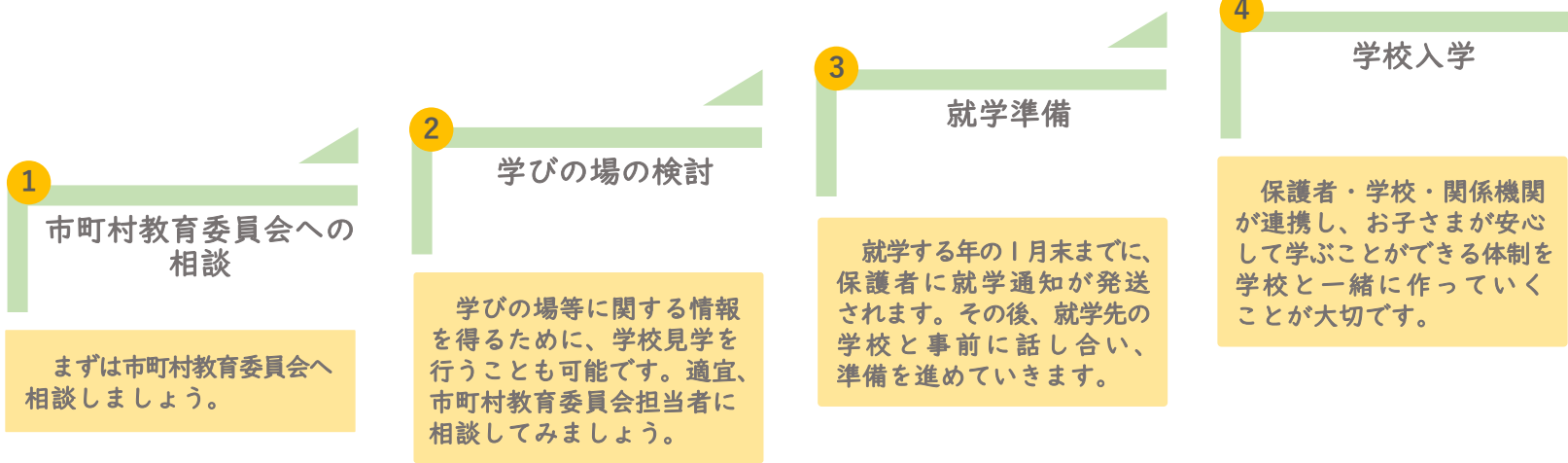


本人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、どの学びの場が適切であるか、市町村教育委員会と一緒に考えていきます。

参考：文部科学省（令和3年6月）
「障害のある子供の教育支援の手引」

学校入学までの流れ

- はじめの一歩
- 市町村教育委員会によって就学相談の時期が異なります。**就学する2年前を目安に、まずは、市町村教育委員会に相談すると良いでしょう。**
 - 保育所等に在籍していない場合は、スムーズな就学に向け、早期から保健師等に相談しておきましょう。



学校生活のイメージ

●対象者
小学1年生 Aさん
●障害の状態
脳性まひ
●医療的ケア
胃ろうによる経管栄養

